

一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区） の運賃改定について

令和 4 年 10 月 7 日
物価問題に関する関係閣僚会議

一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）においては、運送の効率化が図られているものの、タクシー乗務員の労働環境の改善、ユニバーサルデザインタクシーの導入、配車アプリ・キャッシュレス決済の導入等のサービスの質や安全性の向上のために必要な投資を進めてきた結果、収支率が悪化しており、今後、更なるサービスの向上やタクシー乗務員の労働環境の改善を行うためには、平成 19 年以来の実質的な運賃改定（※）が必要であるとして申請があった。これについては、別紙のとおり運賃改定を認めることとし、あわせて、下記の方針により対処するものとする。

※平成 26 年及び令和元年に消費税率引上げに伴う改定、平成 29 年に運賃組替えあり。

記

1. 政府は、本運賃改定による値上げ幅が小さくないことに鑑み、消費者の理解を得るための積極的な周知を行うとともに、タクシー事業者等から消費者へ丁寧な情報提供・説明が行われるよう指導する。また、政府は、本運賃改定が消費者に与える影響について、適切にフォローアップする。
2. 政府は、本運賃改定による値上げが、タクシー乗務員の賃金水準等の労働環境の改善に適切に反映されているか継続的に監視を行う。
3. 政府は、タクシー事業者等において、消費者の安全性や利便性を向上させる一層の取組が行われるよう推進する。
4. 政府は、タクシーの利便性向上に向けて、消費者等からの意見聴取を行い、消費者参画の機会を確保するための取組を推進する。
5. 政府は、デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大、国際的なエネルギー情勢に伴う燃料油脂費を始めとする様々なコストの上昇等に応じ、また、中長期的な人口減少等の社会環境の変化の影響を見据え、必要な対応を柔軟に行うとともに、消費者利益の確保につながるよう、運賃制度について継続的な検討を行う。

（以上）

(別紙)

東京都特別区・武三地区タクシーの運賃改定の概要

1. 運賃

項 目	区分	現 行 (上限運賃)			改 定 (上限運賃)		
		初 乗	加 算	時間距離併用※	初 乗	加 算	時間距離併用※
改定率 (平均)		—			14. 24%		
距離制運賃	特大車	1. 052 km 500 円	195 m 80 円	70 秒 80 円	1. 096 km 570 円	224 m 100 円	85 秒 100 円
	大型車	1. 052 km 460 円	213 m 80 円	80 秒 80 円	1. 096 km 530 円	240 m 100 円	90 秒 100 円
	普通車	1. 052 km 420 円	233 m 80 円	85 秒 80 円	1. 096 km 500 円	255 m 100 円	95 秒 100 円
時間制運賃	特大車	60 分 5, 100 円	30 分 2, 400 円		60 分 5, 820 円	30 分 2, 740 円	
	大型車	60 分 4, 900 円	30 分 2, 270 円		60 分 5, 590 円	30 分 2, 590 円	
	普通車	60 分 4, 700 円	30 分 2, 150 円		60 分 5, 360 円	30 分 2, 450 円	

※信号待ちや渋滞など時速10km以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を運賃に換算し、距離制運賃と併算

2. 実施予定日

令和4年11月中旬 (国土交通省による公示から原則30日後)